

目 次

本校の教育目標・校訓

スクールカラー

校歌

応援歌

沿革

学校諸規定

- 1 就学規定
- 2 保護者納付金に関する規定
- 3 生徒指導措置規定
- 4 図書館利用規定

生徒心得

アルバイトの許可について

生徒会会則

生徒会会則分掌規定

選挙管理委員会規定

年間行事

●本校の教育目標

平和で民主的な社会の形成者として、個性豊かで人間愛に満ち、国際的視野に立って社会に貢献できる、心身ともに健全な人間を育成する。

●校訓

(平成元年度制定)

勉脩

—愛し 創り 光れ—

「勉脩」は、明治14年有田町白川の地に創立された、本校の前身である「勉脩学舎」からとったものである。明治維新後の新しい時代を切り拓いた先人たちの情熱を受け継ぐものであり、「努力し、脩める。つとめ、行う。」という学生生活の根本理念を示している。また「愛し 創り 光れ」は、本校の目指す理想を口になじみやすく表現したものであり、「ARITA TECHNICAL HIGH SCHOOL」の頭文字「A・T・H」もよみ込まれている。

勉脩：努め修める・・・生涯学び続ける

(本校の源「勉脩学舎」より)

愛し：自分を大切にし、他人を思いやる

創り：新しいことに積極的に挑戦していく

光れ：一人ひとりが社会に貢献できる人間になる

スクールカラー

(平成元年度制定)

赤 (メインカラー)

青・白 (サブカラー)

未来に伸び行く本校を象徴する色として制定されている。「赤」は若い情熱・炎、「青」は青春・清潔、「白」は純粋をそれぞれ表している。また、伝統の陶磁器産業の根幹である「赤絵・呉須・白磁」の色をそれぞれ象徴し、有田の独自性も示している。

校 歌

高田 保馬 作詞 山本 寿作 作曲

- 一. 朝風清き泉山
瀬の音高き白川や
地は西海の涯なれど
我等が誇り思い見よ
- 二. 史に見えたる名は永く
海の彼方に輝ける
誉れ普き陶業の
道は我ら身を伝う
- 三. 伝統のすじ高けれど
なおも積みゆく創造の
苦しみ日々に尽きざらば
工は永きわれらなり
- 四. あゝ柿エ衛門何人ぞ
この日本の工芸の
精を双手に集むべき
我等が望み誰か知る

有田工業高校応援歌

久保田 博明 作詞 黒川 安一 作曲

- 一. 四方の山野にきこえたる
我有工のつわものよ
あふれる闘志胸に秘め
雄々しく集う今此処に
見せよ我等の心意気
- 二. 空仰ぎみる若人の
ためし力はほとぼしる
群雄何ぞ恐れんや
みなぎる血潮今此処に
見せよ我等の心意気
- 三. 汗にまみれし歳月の
練磨の技は輝きぬ
勝利を求めひたすらに
いざや進まん今此処に
見せよ我等の心意気

沿 革

- 明治33年4月 佐賀県工業学校有田分校窯業本科設置 1900年
34年6月 佐賀県立佐賀工業学校有田分校と改称
36年3月 佐賀県立佐賀工業学校有田分校廃止
佐賀県立有田工業学校を設立（図案科・陶業科・製品科・模型科・陶面科）
- 大正3年 3月 従来の5科を製陶科・図案絵画科の2科とす
- 昭和4年 4月 修業年限5ヶ年に延長
14年 4月 製陶科を窯業科と改称
18年 4月 図案絵画科を廃止し、新たに工業化学科を新設
23年 4月 佐賀県立有田工業高等学校と改称。同時に図案科課程開設
27年 4月 電気科課程新設、窯・工・図・電の4科となる
7月 移転改築のため（現在有田町中部桑古場）に地鎮祭举行
31年 4月 旧校舎（泉山）より有田町中部桑古場に新校舎が全面的移転完了
33年10月 運動場落成
38年 4月 機械科新設、窯・工・デザイン・電・機の5科となる
39年 4月 定時制課程（窯・デザイン2科）併設
44年 5月 デザイン科実習棟、理科棟鉄筋3階新築
48年 3月 有工会館竣工
5月 創立70周年記念式典举行
50年 3月 家庭科棟新築
51年11月 音楽室新設
58年11月 創立80周年記念式典举行
61年 7月 元有田中学校跡地に移転新築工事始まる
62年 3月 新機械科実習棟竣工
7月 新普通・特別教室棟及びデザイン科実習棟竣工
63年 2月 管理棟・窯業科実習棟竣工
- 平成元年 2月 新工業化学科実習棟、電気科実習棟完成
2年 3月 総合体育館・グラウンド整備成工
5月 校舎改築総合落成式
5年11月 第46回佐賀県高校駅伝大会優勝
6年 4月 窯業科をセラミック科と改称
9年10月 第4回全国高校デザイン選手権大会優勝
10年12月 第49回全国高等学校男子駅伝競走大会8位入賞
- 2000年
12年11月 創立100周年記念式典举行
第14回佐賀県高校女子駅伝大会優勝
13年 3月 工業化学科廃科
8月 全国高校総合体育大会ソフトテニス競技に出場
14年 4月 電気科1学級減

- 9月 電気科50周年記念式典
- 17年 3月 平成16年度標準テスト電気基礎A(1年)B(2年)共に全国第1位
- 18年 3月 第37回全国高等学校バレーボール選抜優勝大会全国大会出場
- 22年11月 創立110周年記念式典挙行、記念行事(所蔵作品展・110周年記念誌刊行・姉妹校交流・文化祭・記念モニュメント作成)、作品展示室「勉脩館」整備
- 23年10月 第18回全国高校デザイン選手権大会優勝・二連覇
- 24年10月 第67回国民体育大会ウエイトリフティング競技大会94kg級優勝
- 25年 8月 第95回全国高等学校野球記念大会出場
- 27年12月 第46回全国バスケットボール大会選抜優勝大会全国大会出場
- 30年10月 第25回全国高等学校デザイン選手権大会優勝
- 令和2年 4月 機械科1学級減
- 11月 創立120周年記念式典挙行
- 4年 3月 第94回選抜高等学校野球大会出場
- 8月 第104回全国高等学校野球選手権大会出場

学校諸規定

1 就学規定

◎学期及び休業日

(1) 1学年を3学期に区分する。(年度によって学期の変更がある場合がある)

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(2) 休業日は次のとおりとする。(佐賀県立学校の管理に関する規則第13条)

① 春季休業 4月1日から4月5日まで

② 夏季休業 7月21日から8月31日まで

③ 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

④ 学年末休業 3月25日から3月31日まで

◎出席、欠席、欠課、遅刻、早退、見学等

(1) 出席

生徒の出席すべき日又は時間に出席していることを確認したものを出席とする。※また、下記事項に該当する日時は「出席停止扱い」とする。

① 忌引き 父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日

② 災害による登校不能のため校長が出席停止を命じ、又は出席不能と認めた日数

③ 感染症 校長が、感染症予防上、出席停止を要すると命じた日数。ただし、この場合、傷病欠席届(担任に申し出、保護者が記入)の提出がなされなければならない。

④ 学校指定の健康診断受診のための出席不能の日数

⑤ 就職及び進学受験のため出席不能の日数

⑥ 特に出席停止を命ぜられた日数

※ただし、次の場合は出席扱いとする。

・特別教育活動等のため選手等として校外派遣を命ぜられた期間。なお上記の場合、校長の承認又は許可を得なければならない。

(2) 欠席

① 傷病欠席 感染症以外の疾病や負傷による欠席。

② 事故欠席 一身上の都合、又は家庭の事情等やむを得ざる理由による欠席。

(3) 欠課

出席すべき時間の概ね2分の1以上欠席したものを欠課とする。

(4) 遅刻

8:30の開始時刻に遅れて出席したものを遅刻とする。

(5) 早退

一日の課業の終わらぬうちに下校したものを早退とする。

(6) 見学

体育、実習、特別教育活動等に出席しても、正当の理由によりこれに加わらなかったものを見学とする。

① 見学は出席とする。

② 見学する場合は予め見学届を提出し、教科担任の許可を受けること。

(7) 欠席、欠課、遅刻、早退については、保護者を通じて、その理由をホームルーム担任に連絡し、許可を得なければならない。

◎休学、復学、転学、退学、転籍等

(1) 休学

① 病気その他やむを得ない理由によって30日以上出席することができない場合は、保護者連署のうえ、願書を提出しなければならない。ただし、病気の場合は医師の診断書とホームルーム担任の副申書を添付すること。

② 休学期間は1ヶ月以上でその1年以内とする。ただし、必要と認められる場合は、その期間を3年まで延長することができる。

③ 在籍期間が6年を超える場合、除籍とする。

(2) 復学

① 休学者が復学を願い出た場合は、保護者連署の上、復学願を提出し、復学を許可することができる。

(3) 転学

① 他校への転学は、一家転住のほか正当な理由があると認められた場合に限る。

(4) 退学

退学しようとする生徒は、その理由を記した保護者連署の願書を提出すること。病気の場合は医師の診断書を添付すること。

(5) 転籍

全日制課程においては、各科間の転籍は認めない。

(6) 転学、退学、休学届

転、退、休学届に関する願は学校備え付けの願書を使うこと。

◎単位修得に関する規定

(1) 本校に於ては科別に普通教科及び専門教科からなる教育課程を履修するものとする。

(2) 週当たり1単位時間の学習を1ヶ年35単位時間以上履修した場合1単位が与えられる。

(3) 本校所定の履修単位は、教科87単位及び特別活動3単位とする。

(4) 定められた単位数（特別活動含む）を修得すれば卒業が認められる。

2 保護者納付金に関する規定

(1) 毎月10日までに納入しなければならない。

(2) 期間内に納入のないときは督促状を発行する。

(3) 休学又は留学の場合は徴収しない。

3 生徒指導措置規定

(1) 本校の生徒としての本分、自覚に欠け、校則、法律等に違反したり、本校生としてあるまじき行為を行った者に対して学校は適切な指導措置を行う。

(2) 指導措置は次の通りとする。

① 生徒指導部長嚴重注意

② 校長訓戒

③ 校内指導

④ 家庭謹慎

⑤ 退学

校 時

朝の読書 8 : 3 0 ~ 8 : 4 0

S H R 8 : 4 0 ~ 8 : 5 0

① 8 : 5 5 ~ 9 : 4 5

② 9 : 5 5 ~ 1 0 : 4 5

③ 1 0 : 5 5 ~ 1 1 : 4 5

④ 1 1 : 5 5 ~ 1 2 : 4 5

昼休み 1 2 : 4 5 ~ 1 3 : 3 0

⑤ 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 2 0

⑥ 1 4 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0

掃除 1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 3 5

S H R 1 5 : 3 5 ~

生徒心得

第1章 日常生活

1 校内生活

- (1) 登校後は無断で郊外に出ない。やむなく外出するときは許可を受ける。
- (2) 校舎、校具、諸物品を誤って破損したときは直ちに届け出る。
- (3) 他人の所有物を修得したときは直ちに届け出る。
- (4) 金銭・貴重品は常に身に着けるか、職員に預ける。
- (5) 金銭の貸借はしない。
- (6) 校内で部外者と面会するときは許可を受ける。
- (7) 携帯電話・スマートフォンの校内での使用は禁止する。

2 校外生活

- (1) 身分証明書を常に携帯する。
- (2) 無断外泊は禁止する。
- (3) 遊技場、酒類を提供する店、その他の娯楽施設の出入りは禁止する。
- (4) 自転車通学は許可制とする。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。
- (6) 原動機付自転車及び自動二輪車の免許取得は禁止する。
- (7) 自動車学校の入校に関しては別に定める。

第2章 頭髪、服装規定

1 頭髪

清潔感のある髪型とすること。

(1) 男子

- ① パーマ、染色、脱色などの加工をしない。
- ② 前髪は眉にかからないこと。
- ③ 横髪が耳にかからないこと。
- ④ 後ろ髪は両手ではさみ髪が出ないこと。
- ⑤ もみあげは耳の長さまでとすること。
- ⑥ 眉や額のそりこみをしないこと。
- ⑦ その他、特異な髪形をしないこと。

(2) 女子

- ① パーマ、カール、染色、脱色などの加工をしないこと。
- ② 前髪は目にかからないこと。
- ③ 髪が肩に触れる場合は後ろか両横で結ぶこと。
- ④ リボン、髪飾り等はしないこと。ヘアピン、ゴムの色は黒、茶、紺とする。
- ⑤ 眉の細ざりや加工をしないこと。
- ⑥ その他、特異な髪形をしないこと。

2 服装

本校指定の制服を着用すること。

(1) 制服A

①冬服

- ・指定の黒色のブレザーとグレンチェックのズボンを着用する。
- ・学校行事で指定された場合は、式用のシャツ（白）、ネクタイ（グレー）、ソックス（白）を着用する。
- ・シャツの上に黒色無地のVネック（セーター・ベスト・カーディガン）を着用してもよい。ただし、裾が上着から出ないようにする。
- ・ブレザーを脱いだ状態を合服とする。

②夏服

- ・指定のシャツ（校章入り）と夏用ズボンを着用する。

(2) 制服B

①冬服

- ・指定の黒色のブレザーとスカートまたはグレンチェックのズボン、ベストを着用する。
- ・学校行事で指定された場合は、式用のシャツブラウス（白）、リボン（赤）、ソックス（白）を着用する。
- ・シャツの上に黒色無地のVネック（セーター・ベスト・カーディガン）を着用してもよい。ただし、裾が上着から出ないようにする。
- ・ブレザーを脱いだ状態を合服とする。

3 その他

- ① 靴は革靴か、運動靴とする。踵の高いもの、先のとがったもの、付属品、装飾品のついたものは禁止する。
- ② カバンは指定のもの（マーク入り）を使用する。部活動で使用するバッグは各部の指定するものとする。
- ③ ソックスは、無地で指定された色（白、黒、紺）を使用する。ワンポイントはよいが、特異な形状のものは認めない。
- ④ 制服Aで使用するベルトは黒色・茶色系とする。
- ⑤ 制服Bのスカート丈は、膝が隠れる長さとする。
- ⑥ マフラー、手袋については、華美なものを使用しない。又、校舎内での着用は認めない。

アルバイトの許可について

1 アルバイトの時期

アルバイトは原則として禁止する。ただし、下記の許可条件を満たすものについては許可制とする。就業時間は午後5時までとする。

- (1) 長期休業中アルバイト（春、夏、冬季休業中及び3年授業打ち切り後）
- (2) 長期アルバイト（新聞、牛乳、ヤクルト配達等）
- (3) 短期アルバイト（陶器市休業中）

2 許可条件

- (1) 教育上適当と見なされる就業地で、平素の学習や生活状態が良好と認められる者。（学期末の欠点保持者、基本的な生活態度不良の者は不可）
- (2) 本人の希望・動機が妥当で、家庭の経済的事情等により、保護者からの要請がある者。
- (3) 就業先より正式に本校への依頼があり、就業内容も適当で危険を伴わないもの。（バイク使用や不許可娯楽場や酒類を提供する業種は不可）

上記の判断は生徒指導部で行い、適当と判断された場合、保護者立ち合いの上（長期アルバイトのみ）で許可証を与える。

3 生徒心得

アルバイトは制服又は許可された服装で行い、常に生徒手帳と許可証を携帯すること。アルバイトを行う者は有工生としての自覚と誇りを持って行動し、本分である学業をおろそかにしないこと。

4 許可手続き

- (1) 生徒指導部（アルバイトの係）の先生より「許可願い」をもらう。
- (2) 必要事項を記入し、また「保護者の意見」欄に保護者の方の意見を書いてもらい、署名・捺印をしてもらう。
- (3) 担任の先生に「許可願い」用紙を提出し審査してもらう。
- (4) 担任より許可されたら、アルバイト先に所定の事項を記入してもらい、事業所印をもらう。
- (5) アルバイト担当の先生に再度提出する。
- (6) 校長、生徒指導委員会で審議し、許可するかどうか判断する。
- (7) 担任より保護者に連絡をとり、保護者に来校して頂き、保護者立ち合いの上で本人に許可証を渡す。

5 その他

上記の事項に違反した者は許可を取り消し、以後アルバイトの許可を与えない。また、違反者が頻発する場合にはアルバイト許可制度を廃止する。

生徒会会則（全日制）

第1章 総則

第1条 本会は佐賀県立有田工業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は校則に基づき、生徒相互の自覚と責任とにおいて自主的な活動により、明朗な学園を樹立し社会人としての人格を陶冶することを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を遂行するため、文化・体育その他の活動を通じて。自治意欲の向上と健全な校風の樹立に努力する。

第4条 本会の活動はすべて学校長の承認と教職員の指導助言のもとに行われる。

第2章 組織

第5条 本会は本校生徒全員をもって組織し、本校職員を顧問とする。

第6条 本会には次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 評議員会
- (3) 執行委員会
- (4) ホームルーム自治会
- (5) 監査委員会
- (6) 部長会
- (7) 部会
- (8) 選挙管理委員会
- (9) 風紀委員会
- (10) 管理委員会
- (11) 広報委員会

第3章 会議

[生徒総会]

第7条 生徒総会は、本会の最高の決議機関であり構成員の3分の2以上の出席により成立する。

第8条 生徒総会は毎年2回定期総会を持つ。初回は5月、次は翌年1月とする。ただし、会員の3分の1以上の要求又は校長の指示があった場合は、臨時総会を開くことができる。議長は初回の評議員会であらかじめ選出する。

第9条 生徒総会においては、次の事項を承認又は審議決定する。

- (1) 役員の承認
- (2) 決算の承認
- (3) 予算の審議決定
- (4) クラブ・同好会新設改廃の決定
- (5) その他特に生徒総会の承認を必要とするもの
- (6) 各委員の紹介

[評議員会]

第10条 評議員会は生徒総会に次ぐ決議機関であり、各ホームより2名宛選出された正副ホーム長（前期・後期）で構成する。

第11条 評議員会は原則として毎月1回開催する。ただし、構成員の3分の1以上の要求があったとき、又は生徒会長及び学校長が必要と認めたときは臨時評議員会をもつことができ

る。

第12条 評議員会には、議長・副議長・書記をおく。議長・副議長は前期（4月～9月）は第3学年、後期（10月～3月）は第2学年の評議員から互選する。書記は執行部総務委員があたる。

第13条 評議員会は次の事項について審議決定し、必要に応じて生徒総会に図るものとする。

- (1) 予算案の審議決定
- (2) 選挙管理正副委員長及び委員のリコールに関する事項
- (3) 会長・副会長の辞任及び執行委員の辞任に関する事項
- (4) 会則改廃に関する事項
- (5) 執行委員の承認
- (6) その他必要な事項の審議決定

[執行委員会]

第14条 執行委員会は会長1名、副会長1名、執行委員（総務、会計、文化、体育、風紀、管理、広報）若干名をもって構成し会務を執行する。

本委員会は総務、文化、体育、風紀、管理、広報の各部をおく。各部の分掌規定は別に定める。

第15条 執行委員会は次の事項について計画立案し執行する。

- (1) 予算案の作成
- (2) 決算の報告
- (3) 生徒会活動、年間計画の立案
- (4) 生徒総会及び評議員会、その他各種委員会からの委託事項
- (5) 学校との各種協議
- (6) その他校内活動に関する積極的な立案執行

[ホームルーム自治会]

第16条 ホームルーム自治会は各ホーム全員で構成する。会は2名の評議員で運営し、評議員会の委託事項について伝達協議を行う。また、ホームルームでの決議事項を評議員会に提出する。

[部長会]

第17条 部長会は文化・体育の各部長で構成し、予算編成その他の必要事項について執行委員会の諮問に答える。

[部会]

第18条 体育系・文化系部会は全部員をもって構成し、部長が運営にあたる。

[選挙管理委員会]

第19条 選挙管理委員会は毎年4月3年各ホームより選出された、公正な立場の委員1名、計4名をもって構成し分掌規定は別に定める。

[風紀委員]

第20条 風紀委員会は、会長の任命による正副部長及び各ホームより2名、計26名程度で構成し、部長が会の運営にあたる。風紀委員の分掌規定は別に定める。

[管理委員会]

第21条 管理委員会は会長の任命による正副部長及び各ホームより2名、計26名程度で構成

し、部長が会の運営にあたる。管理委員会の分掌規定は別に定める。

[広報委員会]

- 第 22 条 広報委員会は会長の任命による正副部長及び各ホームより 2 名、計 26 名程度で構成し、部長が会の運営にあたる。広報委員の分掌規定は別に定める。
- 第 23 条 全ての会議における議事は、本会則に特別の定めある場合を除いては、出席人員の過半数でこれを決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 24 条 全ての会議は公開とする。ただし、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができる。
- 第 25 条 全ての会議は構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- 第 26 条 各役員（生徒会組織の中における）の選挙は毎年 12 月に行い、学校長の承認を得てこれを任命する。各クラスの委員は、4 月及び 9 月に選出する。
- 第 27 条 第 4 章第 30 条にいう各役員の任期は 1 年とする。ただし、3 年生は参事として残り意見を具申する権利を有す。

[会計監査委員]

- 第 28 条 会計監査委員は毎年 1 月、2 年生より 2 名、1 年より 1 名、計 3 名をもって構成し、分掌規定は別に定める。
- 第 29 条 本会執行部に、会長・副会長の外に若干名の執行委員をおく。
- 第 30 条 役員選挙は次による。
- (1) 会長は毎年 12 月、全会員の直接選挙により原則として第 2 学年の会員から選出する。
 - (2) 副会長は会長選挙の次点者 1 名があたる。ただし、会長選挙か信任投票の場合、副会長は各クラス 1 名推薦立候補とし、副会長選挙により選出する。
 - (3) 執行委員は正副会長合議の上任命し、評議員会の承認を受ける。
 - (4) 役員の任期は 12 月～翌年 11 月の 1 年とする。
 - (5) 役員は他の役員を兼ねることができない。

第 31 条 会長及び副会長の任務

- (1) 会長は生徒会の意見を代表し、生徒会顧問の指導の下に会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在又は事故の為、会務執行不能のとき会務を代行する。

第 5 章 権利及び義務

- 第 32 条 本会の会員は選挙権及び被選挙権を有し、生徒総会において発言することができる。ただし、学校長の懲戒を受けた者は被選挙権を有しない。
- 第 33 条 会員は本会会計規定に基づき会費を納入する義務を負う。
- 第 34 条 役員・評議員に対するリコールは、その所属する選挙人の 3 分の 1 以上の署名をもって解任の請求ができる。
- 第 35 条 前条により解任の請求を受けた選挙管理委員会は、その旨を公示し、一般投票により 2 分の 1 以上の賛成を得て解任は成立する。
- 第 36 条 選挙管理委員長及び委員に対するリコールに関する事項は評議員会があたる。
- 第 37 条 会長が解任された場合は、副会長以下執行委員は総辞職しなければならない。また、副会長が解任された場合は執行委員は辞任しなければならない。
- 第 38 条 会長又は副会長が辞任を希望するときは、評議員会で審議し、正当な理由があると認め

た場合は、生徒総会の承認及び学校長の承認を得る。

第 39 条 会長・副会長の解任が成立した場合は、直ちに補充選挙を行い執行委員を任命しなければならぬ。

第 40 条 執行委員が辞任を希望するときは、会長・副会長の合議の上受理し、評議員会の承認及び学校長の承認を受ける。

第 7 章 会計

第 41 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 42 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をあてる。

第 8 章 補則

第 43 条 本会の会則改正は評議員会に提案審議し、生徒総会の 3 分の 2 以上の賛成を得て成立する。

第 44 条 本会則の第 7 次改正は平成 23 年 5 月 19 日より施行される。

生徒会会則分掌規定

第 1 条 本規定は生徒会会則に基づきこの規定を定める。

第 2 条 総務部は次の事項を行う。

- (1) 文書一般に関する事項
- (2) 生徒会日誌、会議録に関する事項
- (3) 生徒会備品に関する事項
- (4) 渉外に関する事項
- (5) その他の事項

第 3 条 会計部門は次の事項を行う。

- (1) 予算決算に関する事項
- (2) 会計一般に関する事項

第 4 条 会計監査委員は次の事項を行う。

- (1) 予算決算に関する事項
- (2) 予算執行の監査を行う。

第 5 条 文化部門は次の事項を行う。

- (1) 文化関係各部の統括に関する事項
- (2) 生徒の文化向上に関する事項
- (3) 文化祭に関する事項
- (4) 文化部門に次の各部をおく。

文芸・茶道、美術・写真、窯業研究、自動車研究、インターアクト、ロボット研究、吹奏楽
漫画研究、放送

第 6 条 体育部門は次の事項を行う。

- (1) 体育各部の統括に関する事項
- (2) 生徒の体位向上に関する事項
- (3) 体育祭に関する事項
- (4) 体育部門に次の各部をおく。

野球、バレーボール（男・女）、ソフトテニス、バスケットボール（男）、卓球、陸上、サッ

カー、ウエイトリフティング

第7条 風紀部門は次の事項を行う。

生徒の日常生活における服装・態度等に関する事項

第8条 管理部門は次の事項を行う。

(1) 校内の美化清掃に関する事項

(2) 校舎・校具の営繕・管理に関する事項

第9条 広報部門は次の事項を行う。

(1) 学校新聞の定期的な発行に関する事項

(2) 学校、生徒会活動の広報、PRに関する事項

第10条 文化・体育の各部に部長1名、担当顧問をおく。

第11条 各部門並びに各部は必要に応じて会議を開くことができる。

第12条 部の新設・昇格又は廃止について

(1) 部の新設・昇格又は廃止をするときには会長に申請書を提出し、評議員会及び生徒総会の承認を得なければならない。

(2) 既存でない部の活動発足に対しては、第13条に従って部昇格ができる。

(3) 既存の部における男子・女子の活動発足に対しては男女合わせて1つの部とみなし、2年以上の活動状況及び、いろいろな環境条件、将来的な見込みを審議し学校として必要と認められたとき男子部又は女子部の新設ができる。

第13条 同好会規約

(1) 同好会は生徒会に属し、学校教育活動として認められる。(ただし、同好会には生徒会予算はつかないものとし、原則として、同好会は部に昇格することをめざすものとする。)

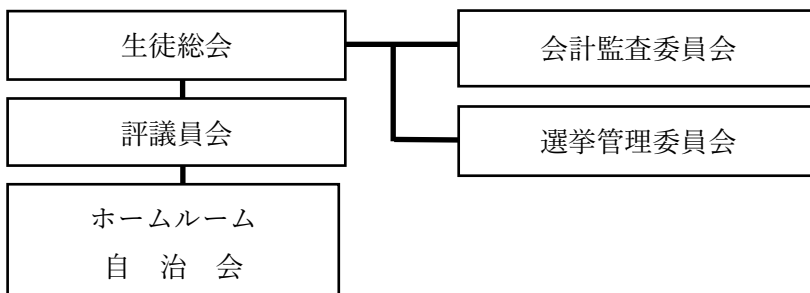
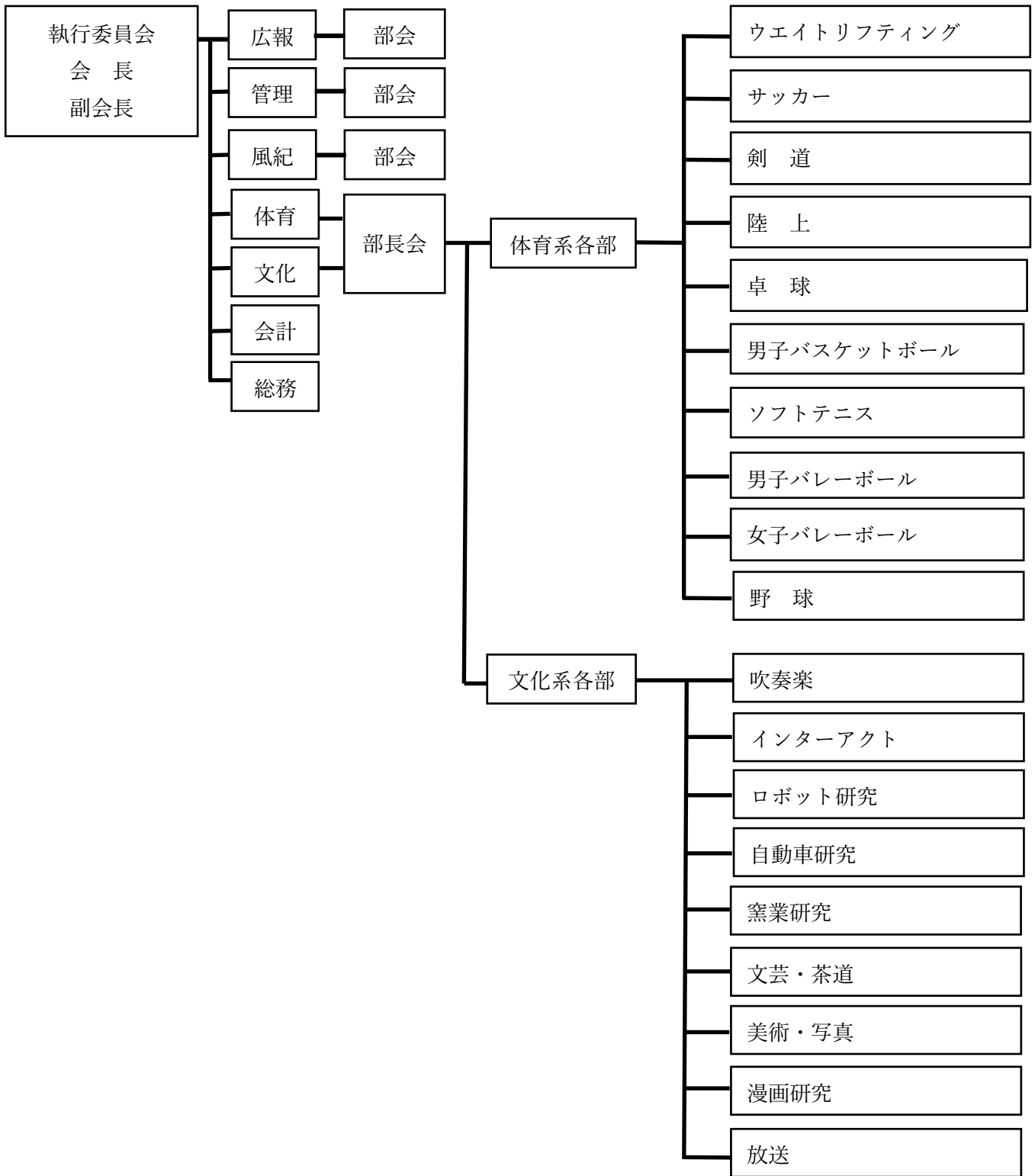
(2) 同好会を新設するときは、次にあげる条件を満たしたときのみ申請書を会長に提出することができる。また、承認と廃止の手続きは、第12条に準ずる。

①同好会の会員は、体育系・文化系ともに5名以上、及び顧問の先生をもって組織すること。

②部活動場所は原則として校内とし、体育系は体育科主任、文化系は文化部代表顧問と充分協議して場所を確保すること。

③部への昇格については、1年以上同好会として活動し、それ相当の活動実績をあげたと判断された場合、部昇格への申請書を提出することができる。

第14条 本規定の改正は、執行委員会・評議員会・校長の順に承認を得るものとする。



選挙管理委員会規定

- 第1条 生徒会会則に基づきこの規定を定める。
- 第2条 本会の名称は有田工業高等学校選挙管理委員会と称する。
- 第3条 本会は役員・委員・評議員の各選挙、選挙管理委員会に関する事項、及び役員・評議員などに対する解任にともなう選挙に関する事項を行う。
- 第4条 本会は毎年4月、3年各ホームより1名ずつ選出された委員が構成する。
- 第5条 本会運営のため委員の互選により、正副委員長各1名をおく。
- 第6条 本会は委員長が必要とみとめたときこれを招集する。
- 第7条 本会は選挙に関する事務を遂行する。
- 第8条 選挙には立候補を採用する。ただし、立候補者がいないときは、各クラス1名の推せん立候補とする。
- 第9条 生徒会の選挙運動については、その範囲を次の通りとする。
- (1) ポスターは選挙管理委員会の定める場所に掲げる責任者名を記入する。
 - (2) 上記枚数は5枚以内とし、大きさはA3大とする。
 - (3) 演説回数は自由とする。
 - (4) 選挙運動責任者は、その氏名を本会に届け出なければならない。
 - (5) 教室内での個人演説は禁止する。
 - (6) 立看板は使用してはならない。